

現 行	改 正 案
Ⅱ－８ 障がい者等に配慮した金融サービスの提供 Ⅱ－８－１ 意義【共通】 （新設） 系統金融機関は、成年後見制度等の対象でなく意思表示を行う能力がありながら、視覚・聴覚や身体機能の障がいのために金融取引における事務手続等を単独で行うことが困難な者（以下「障がい者等」という。）に対しても、視覚や聴覚に障がいのない者等と同等のサービスを提供するよう配慮する必要がある。 このため、各系統金融機関においては、障がい者等に関する法令等を遵守するとともに、平成22年8月26日付で金融庁監督局長が金融機関業界団体等（農中）に対して発出した要請文「視覚障がい者に配慮した取組みの積極的な推進について」に示された「視覚障がい者対応ATMの増設」や「複数の職員の立会いによる視覚障がい者への代筆及び代読の規定化並びに円滑な実施」など、視覚障がい者からの要望等を踏まえた取組を積極的に推進するよう努めることが重要と考えられる。 Ⅱ－８－２ 主な着眼点【共通】 （1）総論 （新設） ①～③ （略） （2）・（3） （略） Ⅱ－８－３ 監督手法・対応【共通】 障がい者等に配慮した取組並びに当該取組を補完する相談苦情処理機能が構築され機能しているかどうかは、利用者保護及び利用者利便の観点も含め、系統金融機関の健全かつ適切な業務運営の基本に関わることから、関係する内	Ⅱ－８ 障がい者等に配慮した金融サービスの提供 Ⅱ－８－１ 意義【共通】 <u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、同法第2条第7号に規定する事業者は、障害者に対する不当な差別的な取扱いの禁止及び合理的配慮の努力義務が課せられており、これを遵守する必要がある。</u> <u>また、系統金融機関は、成年後見制度等の対象でなく意思表示を行う能力がありながら、視覚・聴覚や身体機能の障がいのために金融取引における事務手続等を単独で行うことが困難な者（以下「障がい者等」という。）に対しても、視覚や聴覚に障がいのない者等と同等のサービスを提供するよう配慮する必要がある。</u> このため、各系統金融機関においては、障がい者等に関する法令等を遵守するとともに、平成22年8月26日付で金融庁監督局長が金融機関業界団体等（農中）に対して発出した要請文「視覚障がい者に配慮した取組みの積極的な推進について」に示された「視覚障がい者対応ATMの増設」や「複数の職員の立会いによる視覚障がい者への代筆及び代読の規定化並びに円滑な実施」など、視覚障がい者からの要望等を踏まえた取組を積極的に推進するよう努めることが重要と考えられる。 Ⅱ－８－２ 主な着眼点【共通】 （1）総論 ① <u>「農林水産省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年12月7日農林水産省告示第2636号）及び「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成28年2月12日金融庁告示第3号。以下「障害者差別解消対応指針」という。）の各規定に基づき、適切に対応しているか。</u> ②～④ （略） （2）・（3） （略） Ⅱ－８－３ 主な着眼点【共通】 <u>障害者差別解消対応指針に基づく取組及び障がい者等に配慮した取組並びにこれらの取組を補完する相談苦情処理機能が構築され機能しているかどうかは、利用者保護及び利用者利便の観点も含め、系統金融機関の健全かつ適切</u>

現 行	改 正 案
部管理態勢は高い実効性が求められる。 当局としては、障がい者等から系統金融機関に対する意見が寄せられた場合、当該系統金融機関に伝え、内部管理態勢の整備状況を確認する。<u>仮に、当該整備状況に問題が認められる場合は、改善を促すこととする。</u> <u>また、系統金融機関の内部管理態勢の整備に向けた姿勢や実効性等に疑義が生じ、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を確保できないおそれがある場合は、必要に応じ、報告（農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づく報告を含む。）を求めて検証する。</u>	な業務運営の基本に関わることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。 当局としては、障がい者等から系統金融機関に対する意見が寄せられた場合、当該系統金融機関に伝え、内部管理態勢の整備状況を確認する。 <u>また、系統金融機関の内部管理態勢の整備状況に問題が認められる場合は、必要に応じ、報告（農協法第93条又は農中法第83条に基づく報告を含む。）を求め</u> <u>ることを通じて、系統金融機関における自主的な改善状況を検証する。</u>